

第3節 臨時保安検査

1 臨時保安検査の時期

特定屋外タンク貯蔵所で不等沈下の割合が1/100以上になった時。(政令第8条の4第5項)

2 臨時保安検査と基礎補修との関連

臨時保安検査に該当することとなったときは、当該タンクの基礎修正を行うものとする。

3 臨時保安検査の申請時期

上記1の不等沈下が認められたときは、直ちに臨時保安検査申請を行うとともに、当該タンクを開放し、基礎修正に係る変更許可申請を行うものとする。

4 臨時保安検査の実施時期

臨時保安検査は、基礎修正が完了した後に実施するものとする。

ただし、保安検査事項は、タンク開放直後に実施すること。

5 保安検査事項

第2節第2「内部開放点検に係る試験」によること。

6 補修基準

(1) 基礎及び地盤

ア 新法タンク

政令第11条第1項第3号の2の規定により補修を行うこと。

イ 第1段階基準タンク

第30号改正規則第9条の規定により補修を行うこと。

ウ 新基準及び旧基準タンク

第30号改正規則第5条の規定により補修を行うこと。

(2) 保安検査

第2節 3「補修基準」により補修を行うこと。

7 検査工程

検査の工程は、別添2-A「特定屋外タンク貯蔵所定期保安検査の工程」によること。

8 手続き

内部開放点検に係る手続きは第2節 4「手続き」によること。

9 その他

引火点を有する液体の危険物で容量が1,000kl以上の屋外20号タンクについても上記基準に準ずること。